

安全保障理事会決議 1785(2007)

2007年11月21日、安全保障理事会第5782回会合にて採択

安全保障理事会は、

1995年12月15日の決議1031(1995)、1996年12月12日の決議1088(1996)、2002年7月12日の決議1423(2002)、2003年7月11日の決議1491(2003)、2004年7月9日の決議1551(2004)、2004年11月22日の決議1575(2004)、2005年11月21日の決議1639(2005)、2006年11月21日の決議1722(2006)、および2007年6月29日の決議1764(2007)を含む、旧ユーゴスラビアにおける紛争に関する従前のすべての関連諸決議および議長の関連諸声明を想起し、

国際的に認められた国境内でのすべての国家の主権および領土保全を維持しながらの、旧ユーゴスラビアにおける紛争の政治的解決に対する安保理の公約を再確認し、

ボスニア・ヘルツェゴビナにおける上級代表の継続した役割への完全な支持を強調し、

ボスニア・ヘルツェゴビナにおける和平のための一般的枠組合意およびその添付書類（集会的に和平合意、S/1995/999、添付資料）ならびに和平履行評議会（PIC）の関連諸決定の履行を支援する公約を強調し、

和平合意の添付資料1-Aへの付属書類Bに言及されている軍の地位に関連するすべての合意を想起し、当事者に対してそれらに従い続ける彼らの義務について想起させ、

和平合意の添付資料1-Aへの付属書類Bに含まれている軍の地位協定の暫定的適用に関連する決議1551(2004)の規定を更に想起し、

上級代表、多国籍安定化部隊（EUFOR）の司令官および要員、NATOサラエボ本部の上級軍代表および要員、欧州安全協力機構（OSCE）、欧州連合（EU）およびボスニア・ヘルツェゴビナにおける他の国際機構および機関の要員の、和平合意履行への貢献への謝意を強調し、

地域全体に及ぶ難民および避難民の包括的および調整された帰還が永続的な平和にとって重大であり続けることを強調し、

和平履行会議の閣僚会合の宣言を想起し、

和平合意署名以来 12 年間、ボスニア・ヘルツェゴビナにおける国家および地方レベルの当局のおよび国際社会が成し遂げたことに敬意を表しつつ、和平合意の完全な履行がまだ完了していないことを確認し、

ボスニア・ヘルツェゴビナの機能的、改革志向的、近代적および民主的な欧州の国家への移行の重要性を確認しつつ、和平合意に基づく欧州一大西洋統合へのボスニア・ヘルツェゴビナの進展の重要性を強調し、

2007 年 11 月 5 日の最新の報告書 (S/2007/651、添付資料) を含む、上級代表の報告書に留意し、

国際連合憲章の目的および原則に従い紛争の平和的解決を促進することを決意し、

1994 年 12 月 9 日に採択された国際連合要員及び関連要員の安全に関する条約に含まれる関連諸原則および 2000 年 2 月 10 日の議長声明 (S/PRST/2000/4) を想起し、

すべての平和維持活動において、平和維持要員に対して HIV/AIDS の予防および抑制についてまたその他の伝染病への十分な注意を促す国際連合による取組を歓迎しまた奨励し、

安全かつ確かな環境の維持に貢献し続けるために、EU が、必要な期間、同国において軍事的駐留を維持することを繰り返し表明した、2007 年 5 月 14 日の合同会合における EU 外相および防衛閣僚の結論に留意し、

EUFOR が和平合意の軍事的側面のもとで主要な和平安定の役割を有することを欧州連合と NATO 双方が認識した、ボスニア・ヘルツェゴビナにおいて一緒に協力することに関する、2004 年 11 月 19 日の安全保障理事会に送った欧州連合と NATO の間の書簡を想起し (S/2004/916:S/2004/915)、

EUFOR と NATO 司令部の現地軍に対する取極の、ボスニア・ヘルツェゴビナを代表して、それを構成する地方を含む、ボスニア・ヘルツェゴビナの大統領制による確認をさらに想起し (S/2004/917)、

欧州連合のボスニア・ヘルツェゴビナへの増加する関与および NATO の継続した関与を歓迎し、

ボスニア・ヘルツェゴビナが欧州連合に向けて、およびとりわけ安定および連合協定 (SAA) の文書が最終化された事実にも関わらず、SAA の締結に向けて、きわめて限定的な進展のみを行っていることに留意し、またボスニア・ヘルツェゴビナにおける当局に対して 2007 年 10 月 31 日の PIC 宣言によっても確認された彼らの約束を完全に履行することの安保理の呼びかけを繰り返し表明し、

地域における事態が国際の平和および安全の脅威を構成し続けることを決定し、

国際連合憲章第 7 章にもとづいて行動して、

1. 和平合意、および 1995 年 11 月 10 日のボスニア・ヘルツェゴビナ連邦の履行に関する Dayton 合意 (S/1995/1021、添付資料) への支援を再び確認し、また当事者に対してこれら合意のもとでの義務に厳密に従うことを求める。

2. 和平合意の履行がさらに成功するための主要な責任は、ボスニア・ヘルツェゴビナにおける当局自身にあること、また履行および復興の取り組みへの政治的、軍事的、経済的負担を担う国際社会および主要援助国の継続した意欲は和平合意を履行した市民社会を再構築するボスニア・ヘルツェゴビナにおけるすべての当局による遵守および積極的な参加によって決定すること、それらはとりわけ旧ユーゴスラビア国際裁判所との完全な協力、完全に機能する自ら維持できる国家の建設の促進、欧州の構造に自らを統合できるようにする共同の制度の強化、難民および避難民の帰還の促進においてであることを繰り返し表明する。

3. 和平合意にしたがって、和平合意に叙述されているような、この平和的解決の履行に関係するか、もしくは、また公平な正義を付与する責任を遂行するような旧ユーゴスラビア国際裁判所を含む、安全保障理事会によって権限を与えられたすべての地方と完全に協力することを自ら約束したことを当事者再び思い出させ、とりわけ、裁判所によって訴追されたすべての人の公判あるいは逮捕のための引き渡しおよび裁判所の捜査を支援する情報の提供を含む国際裁判所との国家および地方による完全な協力を強調する。

4. 和平合意の履行を監視し和平合意を履行する当事者を支援することに関与する市民の機構と機関の活動に指針を与えまた調整する上級代表の継続する役割への完全な支援を強調し、和平合意添付書類 10 のもと、上級代表は現場において、和平合意の文民の履行の解釈に関して最終的な権威であることおよび紛争が生じた場合には、彼が解釈しかつ勧告を行い、1997 年 12 月 9 および 10 日のボンにおける和平履行評議会によって詳細に説明された問題に関して、彼が必要と判断した場合には、拘束力ある決定を行うことができること

を確認する。

5. 和平履行会議の閣僚会合の宣言への支援を表明する。

6. 後述の第 18 および 21 項に従って提出される報告書、またそれら報告書が含むであろう勧告、および和平合意のもとでの義務をいずれかの当事者が和平合意のもとでの義務に合致することに著しく失敗した場合には、措置の強制を考慮する用意があることを考慮し、和平合意の履行とボスニア・ヘルツェゴビナの事態を徹底的な調査のもとにおき続ける、安保理の意図を再確認する。

7. EU 軍および継続された NATO の現地軍およびその両者が、和平合意、その添付書類、その付属文書ならびに関連する国際連合安全保障理事会諸決議の目的のためにその職務権限を履行することについて、SFOR の合法的な後継者であり、また和平合意の添付書類 1-A および 2 ならびに関連する国際連合安全保障理事会諸決議の遵守を確実にするために、武力行使を含む、要請される行動をとることができるという彼らの確認に対するボスニア・ヘルツェゴビナ当局の支援を想起する。

8. 決議 1575 (2004) に従って設立され、また決議 1639 (2005) と 1722 (2006) で延長された、多国籍安定化部隊 (EUFOR) に、また継続する NATO の現地軍に参加する加盟国に対して敬意を表し、多国籍安定化部隊 (EUFOR) を展開し続けまた継続される NATO の現地軍を維持することにより和平合意の当事者を支援する彼らの意欲を歓迎する。

9. 2007 年 11 月からボスニア・ヘルツェゴビナへの EU 軍事活動を維持する EU の意図を歓迎する。

10. EU を通じてあるいは協力のもとで行動する加盟国に対して、本決議採択の日付より始まるさらなる 12 カ月の間、統一された指揮管理のもと SFOR の合法的な後継者としての多国籍安定化部隊 (EUFOR) を設立することを許可する。同部隊は、EUFOR が和平合意の軍事的側面のもとで主要な和平安定化の役割を担うことを確認した、2004 年 11 月 19 日の安全保障理事会への書簡において通知されたとおり、NATO と EU の間で同意された取極にしたがって現地関与している NATO 本部と協力して、和平合意の添付資料 1-A と 2 の履行に関係する任務を達成する。

11. EUFOR との関連において和平合意履行を支援し続けるために、NATO 本部の様式として、ボスニア・ヘルツェゴビナにおいて現地軍を維持し続ける NATO の決定を歓迎し、NATO を通じてあるいは協力のもとで行動する加盟国に対して、統一された指揮管理のも

と SFOR の合法的な後継者として NATO 本部を維持し続けることを許可する。NATO 本部は、EUFOR が和平合意の軍事的側面のもとで主要な和平安定化の役割を担うことを確認した、2004 年 11 月 19 日の安全保障理事会への書簡において通知されたとおり、NATO と EU の間で同意された取極にしたがって EUFOR と協力して、和平合意の添付資料 1-A と 2 の履行に関係する任務を達成する。

12. 和平合意および従前の安保理関連決議が、SFOR に対しまた関連して適用されたように、EUFOR および NATO の現地軍の両者に対しまた関連して適用されることを再確認する。その結果、和平合意、とりわけ添付資料 1-A およびその付属書類ならびに IFOR およびあるいは SFOR, NATO および NAC に対する関連決議における用語の意味は、NATO の現地軍、EUFOR、欧州連合および欧州連合政治安定化委員会および評議会に各々、適宜、適用されると解釈される。

13. 和平合意の履行およびボスニア・ヘルツェゴビナの事態において進展の観点から必要に応じてさらなる授權の条件を審議する意図を表明する。

14. 上記第 10 および 11 項のもとで、和平合意の添付資料 1-A および 2 の履行を効果的にするため、またその遵守を確実にするために必要な全ての措置をとることを、上記 10 および 11 項のもとで行動する加盟国に許可し、当事者に対して、添付資料の遵守に同等に責任を持ち続けること、また、当事者が添付資料の遵守に対し等しく責任を有し続けること、およびそれらの添付資料の履行を確実にするために必要となるような EUFOR と NATO の現地軍による強制行動および EUFOR と NATO の現地軍の保護に等しく従うことを強調する。

15. EUFOR または NATO の現地軍をそれぞれ防御するために、EUFOR あるいは NATO 本部いずれかの要請に応じて、すべての必要な措置をとり、また彼らの任務の実行において両機構を支援することを加盟国に対し許可し、EUFOR および NATO 双方の現地軍が、攻撃あるいは攻撃の脅威から自らを防御するためにすべての必要な措置をとる権利を是認する。

16. 和平合意の添付資料 1-A に従い、上記第 10、11 項のもとで行動する加盟国に対して、すべての民間および軍用航空輸送に関連し、ボスニア・ヘルツェゴビナ上空の指揮管理を管理する規則および手続の遵守を確保するためにすべての必要な措置をとることを許可する。

17. 当事者に対して、EUFOR、NATO の現地軍およびその他の国際的な要員の安全および

移動の自由を尊重するように要求する。

18. EU を通じてまたは協力のもとで行動する加盟国に対して、および NATO を通じてまたは協力のもとで行動する加盟国に対して、安保理に対して EUFOR および NATO 本部の現地軍のそれぞれの活動について、適切な経路を通じてまた少なくとも 3 カ月の期間において、報告を行うことを要請する。

19. すべての国家に対して、とりわけ同地域における国家に対して、上記第 10、11 項に基づいて行動する加盟国に対して、通過の便益を含み、適切な支援および便益を提供し続けることを招請する。

20. 2003 年 1 月 1 日以降、ボスニア・ヘルツェゴビナへの EU 警察ミッション (EUPM) の EU による展開に対して謝意を繰り返し表明する。

21. また事務総長に対して、和平合意添付資料 10、1996 年 12 月 4 および 5 日にロンドンで開催された和平履行会合の結論 (S/1996/1012)、その後の和平履行会合に従い和平合意の履行に関して、とりわけ同合意のもとでの当事者の公約の遵守に関して、上級代表からの報告書を安保理に提出し続けることを要請する。

22. この問題に引き続き取り組むことを決定する。